

## 第1回 小金井市産業振興プラン策定委員会

日時：令和3年7月29日（木）  
午後6時から

場所：小金井市役所本庁舎3階第一会議室

### 次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員紹介
- 4 委員長及び副委員長の選出
- 5 協議依頼
- 6 小金井市産業振興プラン策定委員会の運営方法等について
- 7 議題
  - (1) 現行プランの取組状況報告
  - (2) 新プラン策定の方向性について
- 8 その他
- 9 閉会

### 【配布資料】

- ・ 会議次第
- ・ 小金井市産業振興プラン策定委員会設置要綱（資料1）
- ・ 小金井市産業振興プラン策定委員会委員名簿（資料2）
- ・ 協議依頼書（写し）（資料3）
- ・ 小金井市産業振興プラン策定委員会の運営方法等について（資料4）
- ・ 小金井市産業振興プラン策定スケジュール案（資料5）
- ・ 小金井市産業振興プランの進捗と今後の展望（資料6）
- ・ 小金井市産業振興プラン（平成28年3月策定）
- ・ 小金井市商業・工業基礎調査報告書（令和2年3月発行）

## 小金井市産業振興プラン策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 本市における産業振興の目指すべき方向性及び取組を整理することを目的とした小金井市産業振興プラン（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民、関係団体等から多様な意見を聴取し、検討等を行うため、小金井市産業振興プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が協力を依頼する11人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公募による市民 4人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 関係団体等が推薦する者 5人以内

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、協力の依頼を受けた日から令和4年3月31日までとする。

- 2 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員に協力を依頼することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議は、公開とする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、意見を聴取し、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会における庶務は、市民部経済課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

## 小金井市産業振興プラン策定委員会委員名簿

選出区分	氏名	所属
公募市民	森 文香	
	清水 薫	
	田中 千鶴枝	
	高松 結花	
学識経験者	中庭 光彦	多摩大学
	西川 亮	立教大学
関係団体等が推薦する者	大坪 正直	小金井市商工会
	山城 裕路	
	今井 啓一郎	小金井市商店会連合会
	斉藤 浩	小金井市観光まちおこし協会
	鴨下 勇司	小金井市農業振興連合会

(写)

小市経発第142号  
令和3年7月29日

小金井市産業振興プラン  
策定委員会 委員長 様

小金井市長 西岡 真一郎



小金井市産業振興プラン原案の策定について（依頼）

小金井市産業振興プラン策定委員会設置要綱第2条の規定に基づき、下記のとおり協議を依頼します。

記

（協議事項） 小金井市産業振興プラン原案の策定

小金井市産業振興プラン策定委員会の運営方法等について（案）

1 会議録作成の基本方針等

- (1) 小金井市市民参加条例施行規則第 5 条及び第 6 条において、以下のとおり規定されている。

（会議録作成の基本方針）

第 5 条 条例第 7 条第 1 号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

（会議録の記載事項）

第 6 条 会議録（様式）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第 1 1 号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称（附属機関等名）
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

- 2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

本策定委員会における会議録の作成方法については、\_\_\_\_\_とする。

- (2) 会議録は、各委員において、内容を確認後、ホームページに掲載し、情報公開コーナー（第二庁舎 6 階）等に据え置き公開する。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、会議での発言は会長が指名後、名前を発言してから行う。（例「〇〇です。その件については、・・・」）

## 2 会議の公開

小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則として公開する。

## 3 会議の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとする。

## 4 「意見・提案シート」の取扱い

- (1) 本策定委員会における検討内容等に対し、「意見・提案シート」の提出があった場合は、正式資料として公開の対象とする。
- (2) 無記名で提出されたものについては、参考資料として委員のみに配布する。
- (3) 公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合は配布せず、内容の一部がそのような内容の場合は、該当部分を黒塗りにして配布する。
- (4) 検討委員会開催日の1週間前までに提出されたものは、次回検討委員会で配布する。

## 小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3号の規定に基づき法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置される機関（以下「附属機関等」という。）の会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の確保)

第2条 附属機関等の長は、会議を開催しようとするときは、傍聴席が確保できるよう努めなければならない。ただし、会議会場の広さ等により傍聴席の確保が困難な場合は、この限りでない。

(傍聴人の数)

第3条 附属機関等の会議の傍聴人の数は、会議会場の広さ等を考慮し、附属機関等の長が決めるものとする。

(傍聴人の手続及び決定)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し込み、小金井市附属機関等の会議傍聴券（様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、原則として会議開催予定時刻の10分前から先着順で決定する。ただし、会議開催予定時刻の10分前における傍聴希望者が、前条に規定する傍聴人の人数を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決するものとする。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人は、係員から要求があったときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。



- (3) はち巻き、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) コートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。ただし、飲食について会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話は、電源を切り、又はマナーモードとし、通話をしないこと。
- (8) 写真及び映像の撮影、録音並びにこれに類する行為をしないこと。ただし、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会議の長が別に定める。

## 意見・提案シート

◆小金井市産業振興プラン策定委員会への検討内容についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、**経済課**にご提出ください。次回開催の1週間前に届いたものは、策定委員会で資料として配付します。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。

氏 名 \_\_\_\_\_ ※公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合、配布しません。

(送付先)  
小金井市市民部経済課  
〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9831  
FAX：042-386-2609 E-mail：s030399@koganei-shi.jp

小金井市産業振興プラン策定スケジュール案

項目	令和3年									令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 現行プランにおける施策の取組状況及び効果の検証												
・取組状況及び効果の検証												
・関係部署ヒアリング												
・事業者等ヒアリング												
(2) 現行プランの総括と課題の抽出												
・社会情勢、統計データの整理												
・既存アンケートの整理												
・総括、課題の抽出												
(3) 産業振興の将来像と基本方針、推進目標の検証												
(4) 推進事業の整理												
(5) 推進体制の検討												
(6) 新プランの策定												
・プラン骨子作成												
・プラン素案策定												
・パブリックコメント												
・計画書及び概要版作成												
策定委員会				①	②	③	④	⑤			⑥	

# 小金井市産業振興プランの進捗と今後の展望

## 1. 現行計画に関する進捗評価

○小金井市が長期総合計画と連動して毎年度実施する施策マネジメント評価では、産業に関する施策の進捗は以下のとおりである。

施策分野	施策	指標	当初値 (平成26年度)	令和元年度	目標	評価
創造的産業	産業振興プランの計画的推進	産業振興プランの達成率（平成28年度～32年度） ※実施事業÷掲載事業（23事業中19事業実施）	—	82.6%	80%	A
	産業基盤の整備	東小金井事業創造センター卒所予定者の市内定着率	—	50.0%	50%	A
	創造的産業の支援	補助金交付終了後市内定着事業所数	10事業	17事業	17事業	A
開業資金融資件数		5件	8件	8件	A	
商業	商業環境の整備	小売業の年間商品販売額	650億円	860.14億円	維持	A
	地域資源をいかした観光の推進	桜まつりなどの来場者数	約221,000人	220,000人	390,000人	D
		観光協会ホームページアクセス数	74,982件	187,902件	113,000件	A
工業	工業の振興	1事業所当たりの製造品出荷額等	3.11億円	2.765億円	維持	D
農業	農業基盤の確立	経営耕地面積	8,413a	7,076a	維持	D
	農業との交流促進	市民農園・体験農園の面積	10,989㎡	8,550㎡	12,489㎡	D
消費者生活	安全・安心な消費生活支援	消費者啓発活動への参加人数	2,160人	2,670人	2,650人	A
勤労者福祉	勤労者福祉の向上	勤労者福祉サービスセンター登録事業所数	688事業所	632事業所	702事業所	D
雇用	雇用機会の拡大	こがねい仕事ネットアクセス件数	59,563件	32,486件	72,900件	D

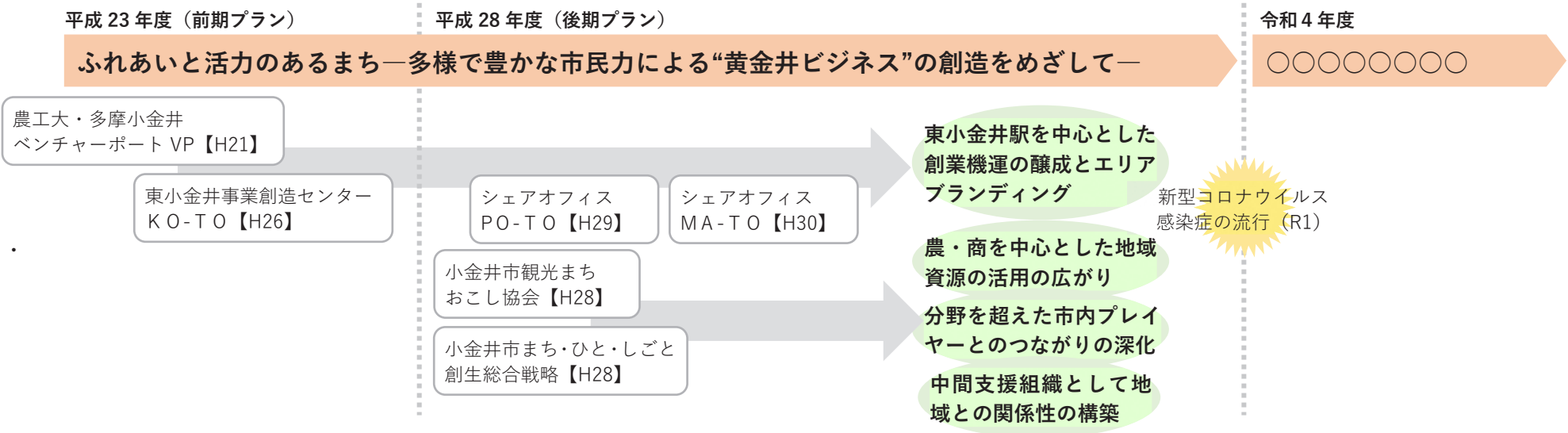
出典：令和2年度施策マネジメント評価（小金井市）

**総評：**プラン全体では23事業中19事業が実施されており、取組状況は良好である。創造的産業と商業において成果が出ている一方、工業、農業等は十分な成果が挙げられておらず、二極化が見られる。

**各論：**約10年間取り組んできた創業支援は着実に成果を挙げており、懸念であった支援終了後の市外へのオフィス移転も少なくなってきた。商業についても市内イベントの来場者数が伸びていないものの、ホームページアクセス数の向上から市に関心は向いていることが伺える。一方、工業は事業所当たりの製造品出荷額は減少し、農業においても農地の減少傾向が続いている。市民農園・体験農園は増えているものの閉園もあり、目標達成には至っていない。消費者啓発活動は学校にて行っているが、福祉・雇用の取組は成果を得られていない状況にある。

## 2. これまでの取組概要と事業の進捗・課題

### 1) これまでの取組の概要



### 2) 各事業の進捗、成果・課題

推進目標	施策内容	進捗	成果（○）・課題（●）
1 「地域資源の活用」と「滞在（時間消費）型サービスの普及」による産業の高付加価値化に関連する施策	①地域資源の活用によるビジネスの付加価値拡大 ②既存ストックの活用による産業創出 ③滞在（時間消費）型サービスの普及と広域を含めた滞在時間の拡大	①江戸東京をテーマとした事業等を展開した。また、VP・KO-TO事業を展開し、商業者育成も行った。 ②KO-TOを核として高架下活用が進んだ。 ③江戸東京をテーマとした滞在・回遊を促すとともに、近隣自治体と連携した取組を展開した。	○商工会、市民等による事業が増加した。 ○農業との連携が深まった。 ○KO-TOが創業機運・エリアブランディングにつながった。 ●創業支援者の市内定着のさらなる向上 ●事業助成の依存度の低下
2 「学びの場を通じた産業の担い手育成」と「生活都市にふさわしい産業の育成」の推進に関連する施策	①学びを通じたビジネス機会の創出 ②課題解決を図るための生活関連ビジネスの推進	①学生、女性に対する起業・創業の学びの場を設けた。 ②福祉と連携した取組が地域発で始められた。エリアブランディングのメディアを立ち上げた。	○創業しやすい環境が整った。 ○エリアブランディングは進んだ。 ●学びとの連携は困難 ●市民の地域への関心喚起
3 中間支援組織の立ち上げと支援事業の展開に関連する施策	①黄金井ビジネスの発展を支援する推進組織の再編 ②産業振興情報発信の強化	①観光まちおこし協会主体の事業を展開した。 ②観光まちおこし協会による情報発信を展開した。	○観光まちおこし協会が中間支援組織として確立しつつある。 ○情報発信に対する反応が得られた。

### 3) 特徴的な事業

#### ■江戸東京をテーマとした事業

○平成 30 年度に、市内で生産される江戸東京野菜、江戸時代に由来する小金井桜、また江戸東京たても園に着目し、「江戸東京」をテーマに市内消費や回遊・滞在を促す事業を行った。



#### ■創業支援拠点 KO-TO 等

○小金井市には東小金井駅近くの高架下に創業センターKO-TOがあるほか、農工大内のベンチャーポートが立地している。  
○民間が開設した MA-TO、PO-TO など、多数の創業拠点があり、施設を活用して創業する人も増えている。



#### ■こがねいコモンズ

○令和 2 年度より、コロナ禍における商業・地域振興策としてオープンスペースの活用に着手している。駅前広場、農地、公園等の公共空間のほか、空き地・空き家の活用等、まちづくりへの展開を視野に入れている。



#### ■リンジン

○小金井周辺の創業に関する情報（ひと・こと・場所）をウェブ発信し、創業支援を行うとともに創業地としてのエリアブランディングを行っている。



#### ■セミナー農園事業

○令和 4 年度より、東京都の「高齢者活躍に向けたセミナー農園整備事業」の一環として、武蔵小金井駅前の農園において、高齢者等の参画の下で農地を運営する事業を行う。



#### ■武蔵野市・三鷹市連携事業

○平成 31 年度より武蔵野市、三鷹市と連携し、各市の住民がとなりまち（となりの市）に訪れ、近隣での交流人口を増やすことを目的としたマイクロ観光振興の取組を行っている。

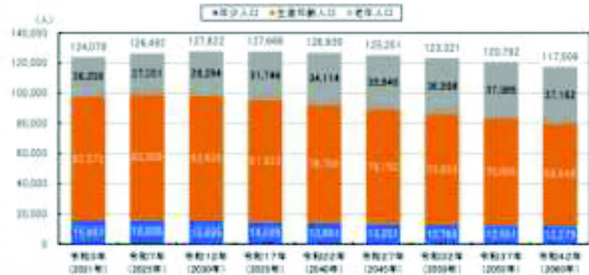




### 3. 小金井市の現状

#### ■人口に関する特徴

○人口は堅調に増加している。生産年齢人口・年少人口も増えており、高齢化率は20%程度を推移している。



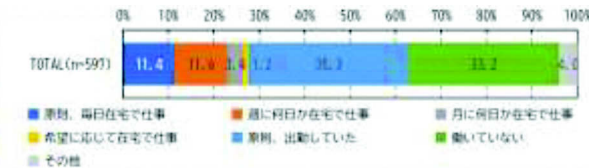
出典：小金井市第五次基本構想・前期基本計画

#### ■就労に関する特徴

○市内に就業する市民は全就業者の23.4%であり、多くは千代田区、新宿区、武蔵野市に通勤している。

○市外からの通勤者は、小平市、府中市、国分寺市の在住者が多い。

○小金井市及び近隣自治体において、令和2年12月の時点で定期的にテレワークしている人は16.7%である。



出典：住民アンケート（観光まちおこし協会実施）

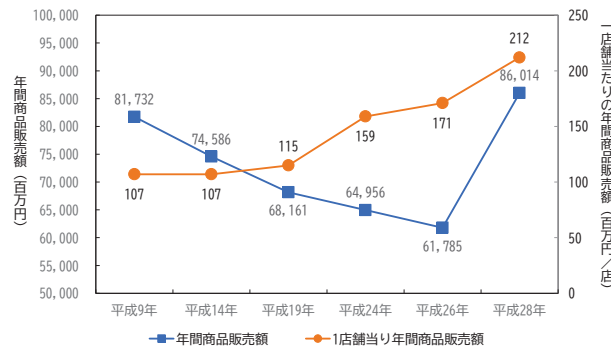
#### ■小売業・飲食店に関する特徴①

○小売店は平成26年まで減少していたが、平成28年に増加に転じた。

○年間商品売上販売額も同様の傾向が見られる。ただし、一店舗当たりでみると増加傾向が続いていた。

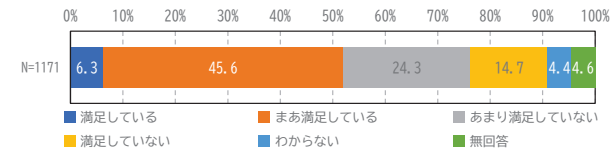
○飲食店は平成24年以降、微増傾向です。

○商店街加盟店では電子決済導入は3割台、ホームページを開設する店舗が5割台である。



出典：商業統計・経済センサス

○令和元年度アンケート調査では、市内の買い物や食事等の環境に満足している人は51.9%であり、不満足(39.0%)よりも多い。

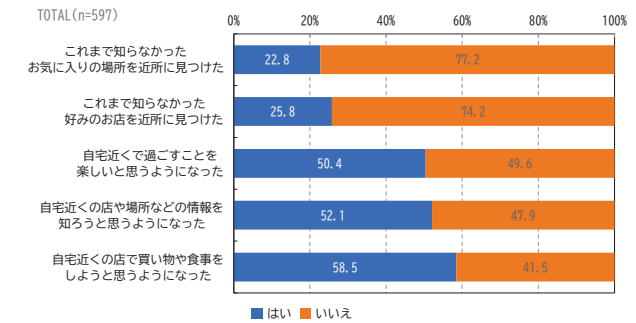
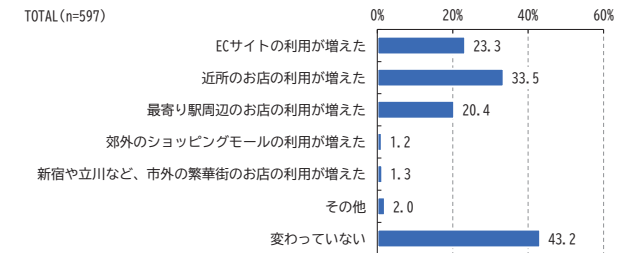
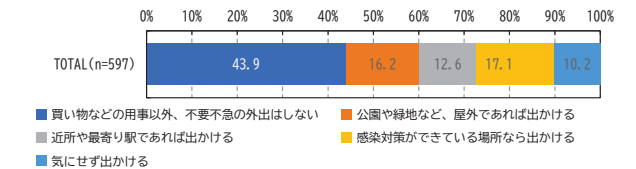


出典：小金井市「商業・工業基礎調査」報告書

○令和2年12月時点では、不要不急の外出はせず、公園や近所で過ごす人が多い。

○また、コロナ禍においては近所のお店の利用が増えた人が33.5%と多い。

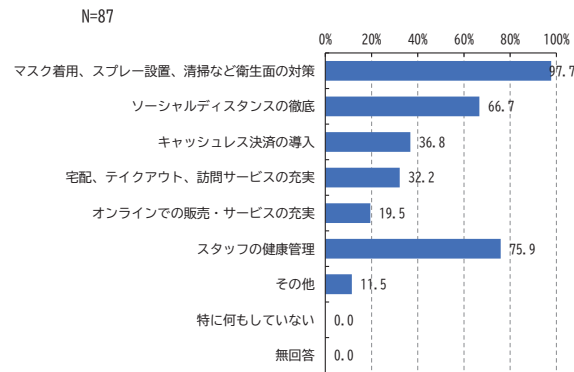
○自宅周辺での買い物・飲食への関心が高まっている。近所のお店の利用が増えた人ではお気に入りの店を見つける傾向が見られる。



出典：住民アンケート（観光まちおこし協会実施）

### ■小売業・飲食店に関する特徴②

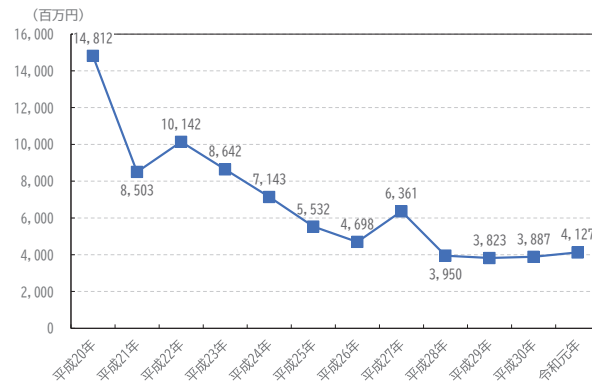
○市内小売店・飲食店のコロナ対策としてキャッシュレス決済の導入を行った店舗は36.8%である。また、行政に求めるコロナ対策もキャッシュレス化の導入が32.0%と多くなっている。



出典：事業者アンケート（観光まちおこし協会実施）

### ■製造業に関する特徴

○製造業事業所は71所であり、平成21年以来減少している。  
○製造品出荷額も減少傾向にあり、令和元年は平成20年と比べると1/3となっている。



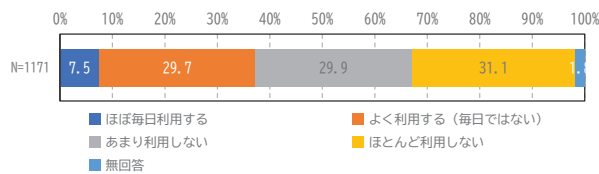
出典：工業統計、経済センサス

### ■地域資源に関する特徴

○産業面では創業・起業の拠点である施設が多数立地している。  
○東京学芸大学、東京農工大学、法政大学等、市内及び近郊に多くの大学、研究機関が立地している。  
○樹木・樹林地、草地及び農地等、緑で被われた土地は市域全体の約30%を占めており、緑豊かなまちである。また、玉川上水と野川が流れる水のまちでもある。  
○市南北に大規模な都立公園が位置しているほか、市立公園や緑地は大小211か所あり、現在はキッチンカーでの販売を行っている。（市内小売店・飲食店におけるコロナ禍での屋外イベントの関心は高い。）

### ■商店街に関する特徴

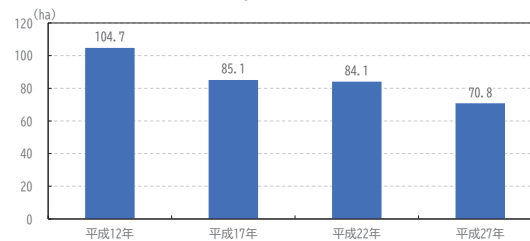
○商店会は市内に18団体あり、多くの商店会で加盟店が減少している。東小金井南口商店会のみ加盟店が2割増となっている。  
○令和元年度アンケート調査では、商店街を利用する習慣のない人は71.0%であり、習慣のある人（37.2%）より多い。



出典：住民アンケート（観光まちおこし協会実施）

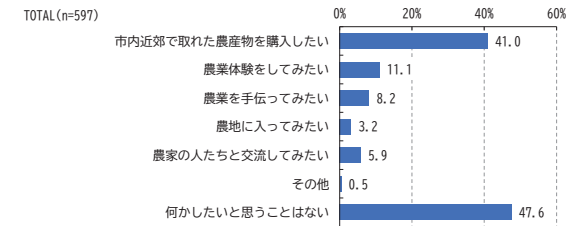
### ■農業に関する特徴

○市内生産緑地は減少傾向にあり、平成27年は70.8haである。  
○平成27年時点での農業者数は105であり、そのうち9割が農産物販売金額が500万円未満となっている。



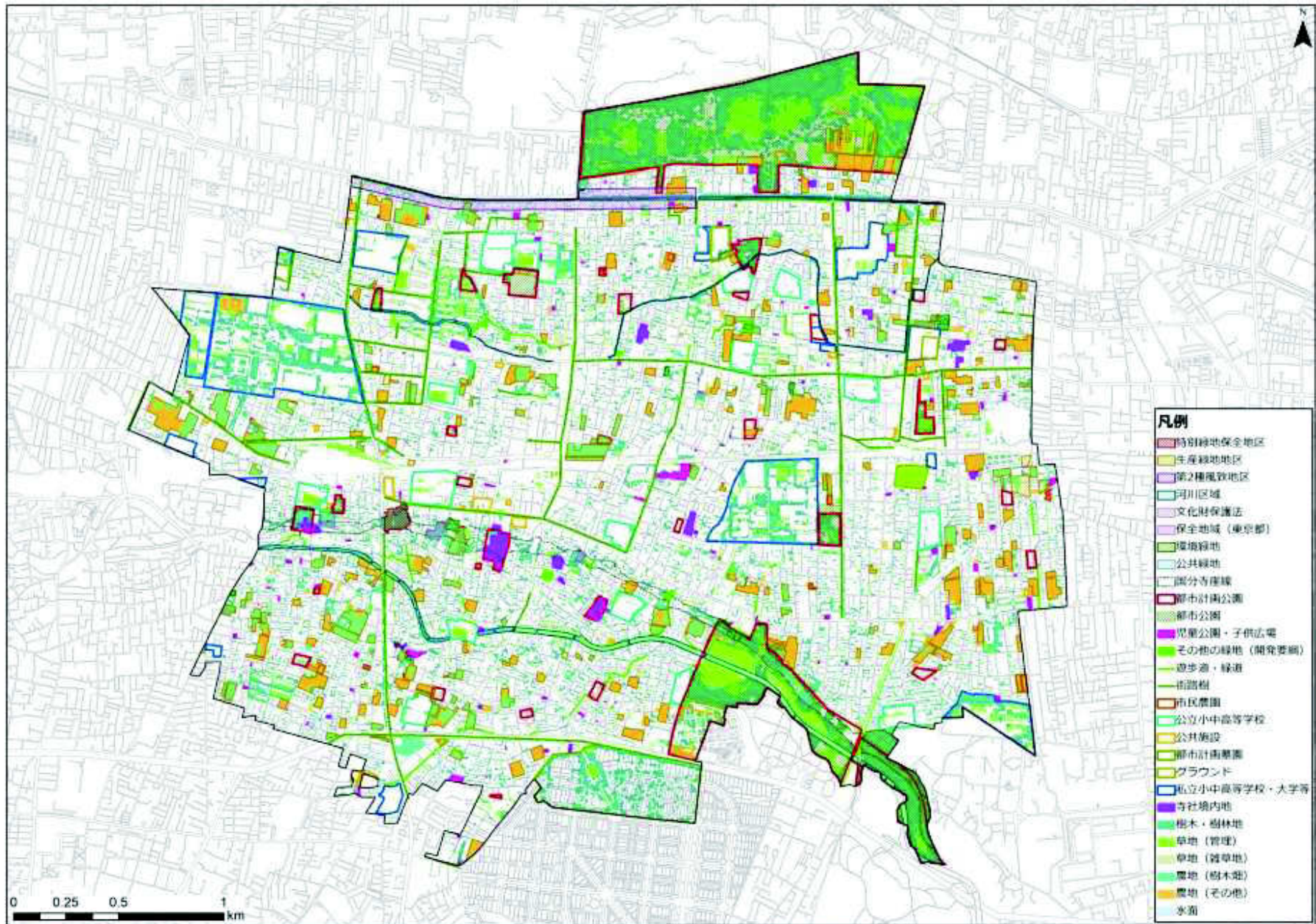
出典：農林業センサス

○地産地消に関心を持つ人は41.0%である。農業体験や手伝いをしたいという人も1割程度となっている。  
○実際に購入した人で農家・JAで買うという人は26.0%である。



出典：住民アンケート（観光まちおこし協会実施）





出典：小金井市みどりの基本計画（令和3年3月）

## 4. 検討にあたって

### 第5次長期総合計画（R3年度中に策定予定）

#### 産業・観光の振興で目指す姿

多様で豊かな市民力あふれる生活都市にふさわしい産業・観光の創出・育成に継続的に取り組み、地域の付加価値を高める、**ふれあい**と**活力**のあるまち

#### 課題

- 中間支援機能の充実と連携の拡大
- インキュベーション施設入居企業の市内長期定着の促進
- 産業の担い手に対する各種支援事業の活用促進
- 就労支援策の充実
- 市内観光資源の創出・魅力発信
- 新型コロナウイルス感染症の影響による市民の意識変化を踏まえた対応

#### 施策

- ① 商工業の活性化
  - ・ 基盤整備、自発的活動支援によるにぎわいの創出
- ② 創業者を中心とした市内事業者の育成・支援
  - ・ 創業機運醸成による市内定着、創業の活性化
  - ・ 融資等支援の充実による経営安定化・成長
- ③ 就労支援の充実
  - ・ 関係機関との連携、情報提供による雇用の拡大
- ④ 観光の推進
  - ・ 地域の魅力発信、回遊性向上による交流人口の増加

#### 指標

- ・ まちに活気があると感じる市民の割合
- ・ 年間小売販売額
- ・ 滞在人口率

### 次期産業振興プランを検討する上での観点

#### ■ まちの活気がゴールになる

第5次長期総合計画で「まちに活気があると感じる市民」を指標とし、「ふれあい」「活力」をゴールとしていることから、「まちの活気」がゴールになると考える。ベッドタウンにおける産業振興は、まちづくり、地域振興へと接続していくイメージを持つ。

#### ■ そのための産業・観光振興

産業・観光振興は、年間小売販売額が指標になっているように、市内事業者の支援を目的としている。ただし、上記のゴールを考えると、市民にとっては「ふれあい」「活力」につながるものであると考える必要がある。

#### これまでの取組の成果・課題

- 成果**
- 地域資源の活用の広がり
  - 創業によるエリアブランディング
  - まちづくりへの展開
  - 市内プレイヤーのつながりの深化
  - 中間支援組織の確立・定着
  - 情報発信の充実
- 課題**
- × 工業に対する支援のあり方
  - × 農地の保全・経営支援のあり方
  - × 事業実施にあたっての助成金依存
  - × 市内プレイヤーの自主性の確立

#### 社会経済的な状況の変化

##### ■ コロナ禍を好機とする

コロナ禍のなか地域で暮らす人が増え、近所に魅力を感じる人も見られるなか、地元消費を後押しとした「まちづくり」を検討できるのではないかと、近隣での交流人口確保の可能性も高まっている。

##### ■ 副業の広がり

副業が社会的に認知されるなか、これまでの創業支援を展開し、市内におけるチャレンジを活性化できる状況にあるのではないかと。

##### ■ 商、工、農、観光の連携

地元観光という考え方が提起されるなか、観光を軸にするなど、商工農の連携が考えられる。